京都市、堺市、松原市、神戸市、和歌山市	法務省大阪矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―67
鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	法務省広島矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
徳島市、高松市、東温市、高知市	法務省高松矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市	法務省福岡矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５―３―53
那覇市、南城市	沖縄刑務所	〒901―1514	南城市知念字具志堅330

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記11⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成29年度入国警備官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成29年６月14日　　人事院事務総長　古屋　浩明

1　試験の名称　平成29年度入国警備官採用試験

2　試験の区分　警備官及び警備官（社会人）

3　対象官職　入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査並びに収容令書及び退去強制令書の執行を受ける者の収容、護送及び送還の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
警備官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　　168,400円
警備官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　試験の区分「警備官」

ア　平成29年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない者及び平成30年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

⑵　試験の区分「警備官（社会人）」　昭和52年４月２日以降に生まれた者（⑴アに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、試験の区分「警備官」は最終合格者決定に反映し、「警備官（社会人）」は最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成29年９月24日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成29年10月11日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１―２―３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成29年10月24日（火）から10月26日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　平成29年11月21日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間

受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成29年７月18日（火）９時から７月27日（木）までとし、７月27日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に郵送又は持参により平成29年７月18日（火）から７月20日（木）までに提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成29年７月20日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（第１次試験の試験地）	（問　　合　　せ　　先）		
札幌市	法務省札幌入国管理局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	法務省仙台入国管理局	〒983―0842	仙台市宮城野区五輪１―３―20